



2019. 3. 15

「夫婦連生団信」の取扱を開始

静岡銀行（頭取 柴田 久）では、共働き世帯のお客さまにより一層安心して住宅ローンをご利用いただくことを目的に、新たに「夫婦連生団信」の取扱を開始しますので、その概要をご案内します。

1. 取扱開始日 3月18日（月）

2. 導入の背景

- 従来、夫婦連帯債務での住宅ローンご利用時に加入いただく団体信用生命保険（以下、団信）では、ご夫婦のどちらかが「死亡」または「高度障害状態」になられるなど「保険金支払事由」に該当した場合、お借入時に設定したご夫婦それぞれの団信付保割合に応じた保険金が支払われますが、ご遺族は、引き続き住宅ローンの残額をご返済いただく必要がありました。
- 「夫婦連生団信」では、ご夫婦のどちらかが保険金支払事由に該当した場合、住宅ローン全額に対する保険金が支払われるため、住宅ローンは完済となります。
- これにより、ご遺族が住宅ローン残額を負担する必要はなくなり、より安心してご利用いただけるようになりました。

3. 商品の概要

- (1) 対象者／以下のすべてを満たすお客さまにご利用いただけます。
 - ①夫婦連帯債務で静岡銀行の住宅ローンをご利用される方
 - ②加入時の年齢が満20歳以上、満70歳以下で、最終ご返済時の年齢が満82歳未満のご夫婦
 - ③事務幹事会社（明治安田生命保険相互会社）がご加入を承諾した方
- (2) 融資金利／通常の住宅ローン金利に年0.3%を上乗せした金利を適用します。
- (3) 引受保険会社／明治安田生命保険相互会社を主幹事とする生命保険会社